

## ～第56回通常総会開催のお知らせ～

第56回小須戸商工会通常総会は、下記の日程にて開催されます。  
多くの会員の皆様からのご出席をお待ちしております。

◎日 時 平成28年5月24日(火)午後3時から

◎会 場 小須戸商工会館3階ホール

終了後、懇親会を開催いたします。

◎会 費 1,000円(当日、事務局に納入ください。)

※詳しくは、今回お配りしたご案内並びに総会資料をご覧ください。

# 商工こすど かわら版

第191号  
小須戸  
商工会

〔5月  
の花  
カーネーション〕



### 複数税率対応のレジの導入や 受発注システムの改修を 検討されている方へ

「軽減税率対策補助金」についてご  
紹介いたします。

#### 【概要】

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジや受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

#### 【申請型式について】

2つの申請類型があります。

《A型》複数税率対応レジの

導入等支援

- ・複数税率対応レジの新規導入費用
- ・既存のレジの複数税率対応のための改修費用

※レジにはPOS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。  
《B型》受発注システムの

改修等支援

・電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

紙面の都合上、レジの導入・改修費用を補助するA型のみご紹介させていただきます。B型についてはお問い合わせください。

#### 【補助額について】

A型・レジ一台あたり二十万円

(補助率三分の二、付属機器を含む)

※一台のみの機器導入を行う場合で、かつ導入費用が三万円未満の機器については四分の三、タブレット等の汎用端末についての補助率は二分の一と補助率が異なります。補助額は一台あたり二十万円が上限ですが、新たに行う商品マスターの設定や機器設置(運搬費含む)に費用を要する場合は、さらに一台あたり二十万円を上限に支援します。

※一事業者あたりの上限は二百万円です。

#### 【補助対象について】

対象となるレジは申請ホームページに掲載されておりますので必ず型番をご確認ください。型番リスト以外のレジの導入・改修は対象外ですのでご注意ください。

レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等(バーコードリーダー・キャッシュドローア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ・ソフトウェア)も合わせて補助対象となります。ただし、レジ一台につき一種類一台のみが対象です。

また、リースによる導入も補助対象となっております。

#### 【申請方法について】

基本的には、申請書と証拠書類(内訳の分かる領収書や請求書、製品の証明書など)で申請できます。複数台まとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成いただく必要があります。

A型は導入・改修後の申請になります。申請書の作成サポートとして、一部販売店等による代理申請等が利用可能です。

**【申請受付期限】**

A型・平成二十九年五月三十一日までに申請（導入・改修後の申請）

**【お問い合わせ・詳細等】**

ホームページ（随時更新）

<http://kzt-nojo.jp/>

軽減税率対策補助金

事務局コールセンター

〇五七〇〇八—二二三

（受付時間：九時～十七時、

土日祝除く）

**商工貯蓄共済ご加入者の皆様へ**

二十八年度版

**「ご利用パンフレットの」案内**

商工貯蓄共済の特典の一つとしてご加入者および被共済者の方は、日帰り温泉施設割引制度、海の家割引制度などをご利用いただけます。今年度のご利用パンフレット（割引券付）が完成いたしましたのでご案内いたします。日帰り温泉施設割引制度では「花の湯館」もご利用いただけます。パンフレットは、商工会事務所にございますのでお声かけください。

※商工貯蓄共済は、商工会員及びその家族、従業員のための、貯蓄、融

資と生命保障をかねた制度です。

病気やケガで入院・手術時に保障する医療保障も特約で加入できます。



**「休業対応応援共済」の**

**取り扱いを始めました**

店舗、作業場、事務所等の事業用建物が、火災、台風、雪災、落雷、地震、噴火、津波等の災害により建物が全損もしくは一部損の損害を受け、事業が完全に休止した場合に休業日数に応じて共済金を支払います。損害保険会社の店舗休業保険に当たり、地震による被災を基本補償に加えていることが特徴です。

**【共済金】**

全損応援共済金 … 三千万円限度

一部損応援共済金 … 千五百万円限度

（一）契約者様の粗利益日額（前年度実績）を基に定める「約定日額」と休業日数」に応じて共済金を決定し、

被災後に事業再開に向けた意思確認及び、事業再開の事実確認後にお支払いします。

【共済期間】 一年

【支払方法】 年一括払口座引落とし

【詳細・お問い合わせ】

詳細は同封のチラシをご覧ください。お問い合わせは商工会まで。

**厚生年金保険及び**

**健康保険の加入について**

厚生年金保険及び健康保険は法人または従業員五人以上の個人事業所（サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務、宗教などの業種を除く）について加入することが義務付けられています（強制適用事業所）。要件に該当した際は忘れずにお手続きください。強制適用事業所外の場合も一定の要件を満たすと加入することができます（任意適用事業所）。詳しくはホームページをご覧ください。

[http://www.maido.or.jp/mail/201412\\_kouseinenkinhokenkenkouhokensei.do.pdf](http://www.maido.or.jp/mail/201412_kouseinenkinhokenkenkouhokensei.do.pdf)（制度のご案内パンフレット）

**雇用保険料率の**

**引上げについて**

前月号のご案内した雇用保険料率の引き上げが決まりましたのでご案内します。平成二十八年四月一日から適用となっておりますのでご確認ください。（給料締日基準）

平成28年度 雇用保険料率			
事業の種類	保険料率	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000
農林水産・清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000